

富士吉田市農業委員会 令和8年7月定例総会議事録

1 招集期日 令和8年7月28日（火）

2 招集場所 本庁舎3階 大会議室

3 出席委員（14名）

会長 渡邊 孝治（第6番）

第1番	佐藤 万吉	第2番	小俣 俊子	第3番	藤井 與三郎
第4番	遠山 克二	第5番	羽田 善行	第7番	渡辺 雅春
第8番	遠山 まさの	第9番	宮下 師貴	第10番	權正 常夫
第11番	梶原 久	第12番	勝俣 道明	第13番	滝口 倉一
第14番	志村 金三				

また、出席した農地利用最適化推進委員は5名であり次のとおりである。

小俣 創、羽田 隆、桑原 泰男、舟久保 詔人、滝口 等

4 欠席委員

なし

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

第七 議案第5号 非農地通知交付申請について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 小野新治

事務局次長 瀧口昇

会計年度任用職員 網倉郷美

7 開議 午後2時01分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。

ただいまから、富士吉田市農業委員会 7 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員 14 名の内、出席委員は 14 名であり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第 29 条により、各地区推進委員にも出席を求めておりますが、眞田眞喜雄委員より欠席の連絡を受けておりますので、あわせて報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第 44 条の規定により、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、

第 3 番 藤井 與三郎 委員 第 4 番 遠山 克二 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後 2 時 3 分休憩）

（午後 2 時 6 分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。第 2 委員会の 2 件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第1号 第2委員会の2件の朗読後】

第2委員会の受理番号3の11号につきましては、譲受人が営農を開始するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査票に基づき、内容の説明をした）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。

受理番号3の13号につきましては、譲受人が営農を拡大するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査票に基づき、内容の説明をした）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長（羽田 善行 君）

第2委員会から報告いたします。7月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号3の11号の申請地は、西町会館の東約140mに位置しております。申請地では、きゅうりやトマト等、季節の野菜を栽培するそうです。この権利移動については、許可相当と考えます。

受理番号3の13号の申請地は、東町会館の北東約260mに位置しております。申請地では、小松菜等を作付けするそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の2件について採決いたします。第2委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第1号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号3の12号につきましては、譲受人が営農を開始するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査票に基づき、内容の説明をした）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（宮下 師貴 君）

第4委員会から報告いたします。7月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号3の12号の申請地は、大明見会館の北西約100mに位置しております。申請地では、きゅうり、なす、トマト等、季節の野菜を栽培するそうです。

以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

現況は宅地ですが、3条申請はできるのですか。

○ 事務局

調査をしたら宅地でしたが、耕作者が土を入れて農業を始めると聞いております。

○ 委員

駐車場として貸してあったところを、農地に切り替えるということです。元々は農地でした。

○ 委員

受理番号3の12号について、ひとり世帯となっていますが。

○ 事務局

受け入れ世帯の稼働人数が1人ですが、これは農地台帳上の登録となります。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号の農地法第3条許可申請の3件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第四、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。第1委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第2号 第1委員会の3件の朗読後】

第1委員会の受理番号4の10号につきましては、申請人が駐車場、アパート敷地の一部として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号4の11号につきましては、申請人が住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号4の12号につきましては、申請人が進入路用地として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（遠山 克二 君）

第1委員会から報告いたします。7月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号4の10号の申請地は、吉田小学校の北東約130mに位置しております。始末書によりますと、農地法を理解していなかったため、昭和60年に共同住宅を建設したが、隣接地の農地の一部取り込んで建築して現在まで使用していたそうです。

始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号4の11号の申請地は、吉田西小学校の南東約330mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号4の12号の申請地は、県営新屋団地の北約300mに位置しております。

始末書によりますと、農地法を理解していなかったため、許可を得ず平成5年頃から進入路として利用し現在に至っており、隣接地の地目変更登記をするにあたり、本申請地の登記簿を確認したところ、地目が農地のままであることが発覚したそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の3件について採決いたします。第1委員会の3件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の3件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。第1委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第3号 第1委員会の3件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の18号につきましては、借受人が申請地を借り受け、隣接地の工事のための現場事務所及び駐車場用地として使用し、工事完了後現状復旧して農地に戻す、一時転用とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が1,242㎡ありますので、県の諮問案件となります。

受理番号5の23号につきましては、借受人が申請地を借り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の25号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅造成用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（遠山 克二 君）

第1委員会から報告いたします。7月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の18号の申請地は、カインズホーム富士吉田店の南約180mに位置しており、工事のための現場事務所及び駐車場用地の一時転用とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の23号の申請地は、吉田小学校の北東約140mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の25号の申請地は、吉田小学校の南東約260mに位置しており、住宅造成用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

受理番号５の１８号ですが、転用以外の残りのところは農地ですか。

○ 事務局

転用する面積だけを借り受けて、農地として残している状況です。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第１委員会の３件について採決いたします。第１委員会の３件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第２委員会の１件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第３号 第２委員会の１件の朗読後】

第２委員会の受理番号５の２６号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第３種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第２委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第２委員会委員長（羽田 善行 君）

第２委員会から報告いたします。７月２１日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号５の２６号の申請地は、市役所本庁舎の南約１３０ｍに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第２委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第２委員会の１件について採決いたします。第２委員会の１件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第3委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第3号 第3委員会の1件の朗読後】

第3委員会の受理番号5の27号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、露店駐車場とするものです。用途指定地域外の第2種農地ではありますが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡辺 雅春 君）

第3委員会から報告いたします。7月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の27号の申請地は、下吉田浄水場の北約160mに位置しており、貸駐車場用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第3号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号5の21号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、進入路用地として利用する追認案件です。用途指定地域外の第2種農地ではありますが、住宅などが連坦しているエリアであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（宮下 師貴 君）

第4委員会から報告いたします。7月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の21号の申請地は、桑原重機株式会社の南西約200mに位置しており、進入路用地とするそうです。始末書によりますと、農地法を理解しておらず、当該土地を所有者から売買するにあたり、調査したところ、農地転用許可申請を怠って、無断転用している事が判明したそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第5委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第3号 第5委員会の2件の朗読後】

第5委員会の受理番号5の20号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、店舗併用住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の24号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。7月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の20号の申請地は、向原会館の北西約60mに位置しており、店舗併用住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

受理番号5の24号の申請地は、はす池の北約230mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の2件について採決いたします。第5委員会の2件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第6委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第3号 第6委員会の2件の朗読後】

第6委員会の受理番号5の19号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途指定地域外の第2種農地ではありますが、住宅などが連坦しているエリアであり、許可相当と考えます。

受理番号5の22号につきましては、借受人が申請地を借り受け、工事用進入路用地とするものです。農振農用地内ではありますが、受理番号5の19号の住宅建築をするにあたり拡張が必要となることから、一時転用をするものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第6委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第6委員会委員長（滝口 倉一 君）

第6委員会から報告いたします。7月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の19号の申請地は、白糸町会館の北東約270mに位置しており、店舗併用住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

受理番号5の22号の申請地は、白糸町会館の北東約270mに位置しており、工事用進入路用地とするそうです。工事完了後、原状回復を行う一時転用です。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第6委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第6委員会の2件について採決いたします。第6委員会の2件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号の農地法第5条許可申請の10件は、原案のとおり証明することに決定いたしました。

次に、日程第六、議案第4号「農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

本件につきまして、農業委員会は「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項」の規定により山梨県農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請できることとなっております。

今回の案件は、6件です。筆数累計は18筆、面積合計は6,931.8㎡です。

このうち4件が新規に利用する案件です。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。

本件はいずれも、借受人は「全部効率利用要件、並びに農業関係法令の順守状況」を満たしており、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、適当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、新規に利用する分で、認定農業者案件でないものについて、地区担当の委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長（羽田 善行 君）

受理番号3について、第2委員会から報告いたします。7月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。番号3の農地は、市営尾垂団地の北東約230mに位置しており、季節の野菜を栽培する予定です。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に適当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

次に、第4委員会からお願いします。

○ 第4委員会委員長（宮下 師貴 君）

受理番号5及び6について、第4委員会から報告いたします。7月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。番号5及び6の農地は、大明見会館の東約340mと650mに位置しており、水稻を栽培する予定です。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に適当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

次に、第6委員会からお願いします。

○ 第6委員会委員長（滝口 倉一 君）

受理番号1について、第6委員会から報告いたします。7月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。番号1の農地は、寿町会館の南東約150mに位置しており、薬草を栽培する予定です。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に相当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。

ただいまの事務局説明、各委員会の推進委員からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

次に、日程第七、議案第5号「非農地通知交付申請について」を議題といたします。第1委員会の2件について、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第5号 第1委員会の2件の朗読後】

第1委員会の受理番号21の5号及び6号は、申請地が非農地であることを確認したので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（遠山 克二 君）

第1委員会から報告いたします。7月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号21の5号の申請地は、県営小倉山団地の西約200mに位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知すべきものと考えます。

受理番号21の5号の申請地は、株式会社はくばく富士吉田工場の南約130mに位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知すべきものと考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

受理番号21の5号につきまして、持分4分の2とありますが。

○ 事務局

登記簿のとおりの記載となっております。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の2件について採決いたします。第1委員会の2件については、原案のとおり通知することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号の非農地通知交付申請の2件は原案のとおり通知することに決定いたしました。

以上で、令和8年7月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

（農林課から、高温対策、いもち病防除の対策等の連絡あり）

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会7月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

閉会 午後3時31分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和8年7月28日

富士吉田市農業委員会

会長（議長）	渡邊 孝治
委 員	藤井 與三郎
委 員	遠山 克二